

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第198号)

平成14年3月22日

横情審答申第198号

平成14年3月22日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき  
るご質問について（答申）

平成13年6月7日神地振第550号による次のご質問について、別紙のとおり答申します。

「どんぐり学童クラブの平成7年度及び平成8年度の学童保育事業委託申請書の添付書類のうち児童・保護者名簿」の非開示決定に対する異議申立てについてのご質問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「どんぐり学童クラブの平成7年度及び平成8年度の学童保育事業委託申請書の添付書類のうち児童・保護者名簿」を非開示とした決定は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「どんぐり学童クラブの平成7年度及び平成8年度の学童保育事業委託申請書の添付書類のうち児童・保護者名簿」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年4月9日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書に記録されている児童の学校名、学年、氏名及び住所並びに保護者の氏名、勤務先及び電話番号が個人に関する情報であることは明らかであり、これらを開示すると特定の個人が識別されることから、本号に該当するものとして非開示とした。

## 4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している意見は、次のように要約される。

本件申立文書は、横浜市が民間に委託し、助成金を支給している事業に関するものである。これは、個人に関する情報といえども、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではなく、団体として公金を受給するために作成された情報である。

また、法令又は条例の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報である。

「横浜市学童保育事業について（平成10年4月市民局）」によれば、委託要件が明示されており、仮に申請時に所定の人数を揃えて登録すれば、1か所当たり約6百万円の公金を受け取ることができる。この様な観点から鑑みれば、実際どおり登録した者が利

用しているか等を，市民の目で確認するためにも公開することが公益上特に必要と認められるため，公開することを求めるものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 学童保育事業について

横浜市における学童保育事業（平成13年4月からは，放課後児童健全育成事業。以下「本件事業」という。）は，児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく放課後児童健全育成事業であり，市内の小学校1学年から3学年までの留守家庭児童を対象に，学校・地域・家庭が一体となっていて行っている青少年健全育成活動に対して行政が支援する事業として実施している。

本件事業の運営は，横浜市が地域の任意団体である学童保育運営委員会（平成13年4月からは，放課後児童クラブ運営委員会。以下「運営委員会」という。）に委託しており，毎年3月に本件事業を受託しようとするそれぞれの地域の運営委員会から横浜市（各区総務部地域振興課）に学童保育事業委託申請書（平成13年4月からは，放課後児童健全育成事業受託申出書）及びその添付資料が提出され，横浜市はそれらの書類を審査し，適当と認められる場合に当該運営委員会と委託契約を締結するものである。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は，横浜市神奈川区内の地域（以下「本件地域」という。）における平成7年度及び平成8年度の本件事業の実施に際して，本件地域の運営委員会が同区総務部地域振興課に提出した学童保育事業委託申請書に添付された児童・保護者名簿である。

本件申立文書には，当該年度に本件地域において本件事業の対象となることを予定する児童の学校名，学年，氏名及び住所並びに保護者の氏名，勤務先の名称及び電話番号が記録されている。

### (3) 条例第7条第2項第2号本文の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなる

ものを含む。)」については、開示しないことができると規定している。

イ 本件申立文書に記録されている児童の学校名、学年、氏名及び住所並びに保護者の氏名、勤務先の名称及び電話番号は、いずれも個人に関する情報であり、特定の児童又はその保護者を識別できるものであるから、本号本文に該当し、開示しないことができるものである。

(4) 条例第7条第2項第2号ただし書の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員……である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に限っては、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件申立文書に記録されている児童及び保護者の個人に関する情報は、本件事業を運営するに当たって、対象となる留守家庭児童とその保護者の名簿を整えるために作成されたものであり、その作成目的や情報の内容からみて、本号ただし書アからウまでのいずれの規定にも該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年6月7日	・ 諮問書を受理 ・ 実施機関から一部開示理由説明書を受理
平成13年6月22日 (第248回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年2月22日 (第264回審査会)	・ 審議
平成14年3月8日 (第265回審査会)	・ 審議